

第一種電気工事士免状交付の実務経験証明書について

(試験合格者)

1. 実務経験の「対象となる」工事

(1) 一般用電気工作物の電気工事

第二種電気工事士免状取得後に、一般用電気工作物の電気工事に従事した期間

【第二種電気工事士免状の写しの提出が必要です】

(2) 契約電力 500kW 以上の自家用電気工作物の電気工事

電気主任技術者のもとで、契約電力 500kW 以上の自家用電気工作物の電気工事に従事した期間

【軽微な工事（下記 2）を除く】

(3) 契約電力 500kW 未満の自家用電気工作物における簡易電気工事

経済産業局長が交付する認定電気工事従事者資格認定証取得後、契約電力 500kW 未満の自家用電気工作物のうち、電圧 600V 以下の部分の簡易電気工事に従事した期間

【認定電気工事従事者資格認定証の写しの提出が必要です】

(4) その他対象となる工事等

勤務先	対象実務
家電販売業者	自社で販売した家電製品の設置に係る一般用電気工作物の低圧屋内配線工事 <u>【第二種電気工事士免状の写しの提出が必要です】</u>
第二種電気工事士養成校	教員として電気工事の実習担当
ビルメンテナンス会社	自家用家電工作物の <u>需要設備の工事</u> 【上記（1）～（3）の区分により、免状が必要な場合があります】 <u>※維持管理のみは、実務経験にはなりません。</u>
電力会社、委託会社等	事業用電気工作物の工事

以上いづれかの業務で、次の 2 に該当しないものが、実務経験となります。

※ 必要な実務経験の期間は 3 年間以上です。

2. 「対象とならない」工事

1 軽微な工事（施行令第1条）

- (1) 電圧600ボルト以下で使用する差込接続器、ねじ込み接続器、ソケット、ローゼットその他の接続器又は電圧600ボルト以下で使用するナイフスイッチ、カットアウトスイッチ、スナップスイッチその他の開閉器にコード又はキャブタイヤケーブルを接続する工事
- (2) 電圧600ボルト以下で使用する電気機器（配線器具を除く。以下同じ。）又は電圧600ボルト以下で使用する蓄電池の端子に電線（コード又はキャブタイヤケーブル及びケーブルを含む。以下同じ。）をねじ止めする工事
- (3) 電圧600ボルト以下で使用する電力量計若しくは電流制限器又はヒューズを取り付け、又は取り外す工事
- (4) 電鈴、インターホン、火災感知器、豆電球その他これらに類する施設に使用する小型変圧器（二次元電圧が36ボルト以下に限る。）の二次側の配線工事
- (5) 電線を指示する柱、腕木その他これらに類する工作物を設置し、又は、変更する工事
- (6) 地中電線用の暗渠又は管を設置し、又は兼行する工事

2 特殊電気工事（施工規則第2条の2、2条の3）

- (1) ネオン用として設置される分電盤、主開閉器（電源側の電線との接続部分を除く。）、タイムスイッチ、点滅器、ネオン変圧器、ネオン管及びこれらの附属設備に係る電気工事（以下「ネオン工事」という。）
- (2) 非日常用予備発電機として設置される原動機、発電機、配電盤（他の需要設備との間の電線との接続部分を除く。）及びこれらの付属設備に係る電気工事（以下「非常用予備発電装置工事」という。）

3 その他

- (1) 電圧5万ボルト以上で使用する架空電線路に係る工事
- (2) 保安通信設備に係る工事
- (3) 自ら施工しない工事に伴う設計及び検査並びに監督業務
- (4) キュービクル、変圧器等の裾付けに伴う土木工事及び電気機器の製造

3. 実務経験証明書の証明者について

- 1 実務経験として認められる工事を施工した当時に雇用されていた事業所の代表権を有する者（以下「証明者」という。）の証明が必要です。
ただし、営業所長、支店長等に実務経験の証明行為が委託され、委任状の提出がある場合は、その者の証明でも可。
なお、2社以上にまたがって経験年数を満たす場合は、それぞれの証明者の証明が必要です。
- 2 証明者は、個人の場合は丸印（認印可）、法人の場合は登記印（実印）を押印すること。
なお、法人の場合は、代表取締役などの代表権を持つ方の証明が必要です。
ただし、支社長や支店長などが代表者から委任を受けたことを証明する委任状の写しを添付する場合は、支社長や支店長などによる証明で差し支えありません。

※ご希望の方には、実務経験証明書の事前相談を電話やFAX等にて行っていますので、お問い合わせください。

【問合先】

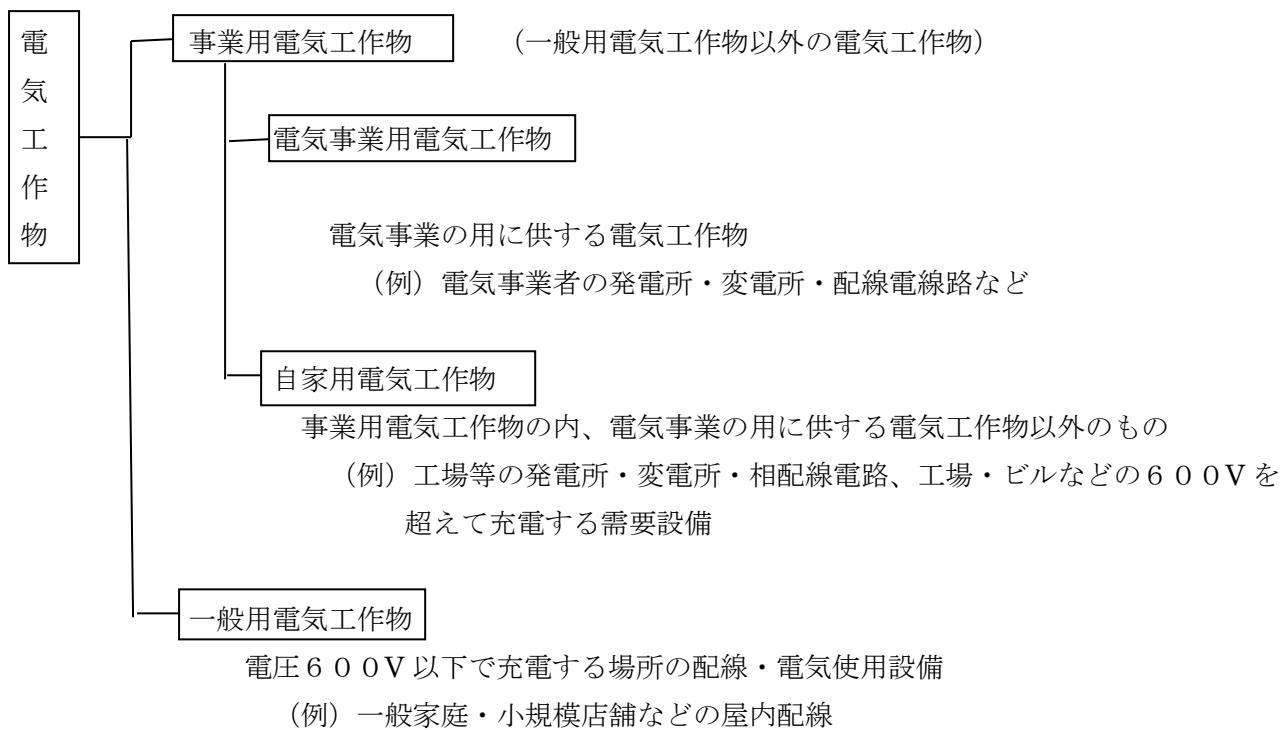
青森県総務部防災消防課 産業保安グループ 電気担当

〒030-8570 青森市長島一丁目1-1 (県庁北棟2階)

TEL 017-734-9392 FAX 017-722-4867

(参考)

<電気事業法における電気工作物の分類について>



<電気工事士等の資格区分と電気工事の範囲>

